

≫消火器の破裂事故に係る注意喚起について

令和3年5月、姫路市内の事業所において火災の際に使用した点検未実施の消火器（1989年製造）が破裂し、初期消火を行っていた従業員が負傷する事故が発生しています。

防火対象物は、消防用設備等が設置されていますが、これらは平常時に使用することがないため、いざという時に確実に作動し、機能するかを日頃から確認しておくことが重要です。このため、消防法では、消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を義務付けています。



消火器の破裂事故は、定期的な点検がされないまま、劣化していることに気付かず使用したことから発生しています。同様の事故を未然に防ぐためにも以下の内容にご注意ください。

《注意事項》

1. 消火器は、消防法第17条の3の3の規定に基づき、消防用設備等の点検及び報告が義務付けられているとともに、当該規定に違反している場合は、罰則の対象となります。
2. 製造年から10年を経過した消火器又は本体容器に腐食等が認められるものについては、耐圧性脳に関する点検を行って下さい。特に加圧式の消火器は、破裂事故が発生するおそれが高くなるため、適切な点検又は交換が必要となります。
3. 消火器は、消火剤が凍結、変質等のおそれの少ない場所で使用する際、容易に持ち出すことができる位置に設置して下さい。特に化学工場、メッキ工場、温泉地、厨房、水などをよく使う場所などは、腐食や湿気による劣化が促進されますので、適正な防護措置を行う必要があります。
4. 著しい腐食等が認められるものは、破裂事故のおそれが高いことから、その消火器の使用を中止し、人が触れることの無いよう必要な措置を講じ、速やかに交換等を行って下さい。

《旧規格消火器の交換について》

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは、2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、交換をお願いいたします。

[旧規格消火器について（一般社団法人日本消火器工業会）](#)（PDF：841KB）